

B

☆各教科等の指導に当たって、
指導目標や指導内容の充実のための個別の指導計画
～下学年、知的障がいの教育課程等を基にした各教科の指導の場合～



知的障がいの教育課程を参考にした児童を引き継ぎました。指導してきた内容は分かるのですが、次に何を指導すればいいか悩むのですが…。個別の指導計画を引き継いでもうまく活用できません。

【各教科等の指導に当たって～一人一人の実態等に応じた指導目標及び指導内容～】

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成するものとする。また、各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、**知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき**、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要である。

* 下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記
* (生徒)は中学校学習指導要領の際の表記

「確かな学習の履歴」で引き継ぐことが大切です。

小学校の当該学年の各教科を指導した場合は、学んできた内容や学ぶ内容については、各教科の学習指導要領で系統立てて記載されています。次に、何を学ぶのか、誰でも明確に分かります。

一方、知的障がいの各教科は学年で教える内容が記載されているわけではありません。**本人の実態に応じて、各教科で示された段階から選択・組織していかなくてはなりません。**つまり、学んできた各教科の段階の目標や内容が明確でないと、次に何を学ぶのか明確ではなく、「実態把握」に時間を費やすことがあります。

各教科のどの段階の目標や内容を学んだのかを明確に引き継ぎ、次の指導すべき段階等を基にして、どのように指導するかを個別の指導計画に記載し、指導する必要があります。

